

定 款

社団法人 新発田北蒲原医師会

社団法人 新発田北蒲原医師会定款

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、社団法人新発田北蒲原医師会と称し、事務所を新潟県新発田市本町 4 丁目 16 番 83 号に置く。

第 2 章 構 成

第 2 条 本会は、新発田市、阿賀野市、胎内市及び聖籠町内の医師を以て構成し、地域的に三支部を設置する。

第 3 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、医道の昂揚、医師の地位の向上、医学・医術の発達普及と公衆衛生の向上とを図り、社会福祉を増進するを以て目的とし、次の事業を行う。

1. 医道の振作、昂揚に関する事項
2. 公衆衛生の啓発指導に関する事項
3. 医療の普及及び充実にに関する事項
4. 医学の振興に関する事項
5. 医師の補習教育に関する事項
6. 医事衛生の調査研究に関する事項
7. 医業経営の改善に関する事項
8. 医療従事者の教育に関する事項
9. 会員の相互扶助に関する事項
10. 准看護師養成に関する事項
11. その他目的達成上必要な事項

第 4 章 会 員

第 4 条 本会会員は、同時に新潟県医師会及び日本医師会の会員たるものとする。
本会に入会しようとする者は、別に定める様式によって、本会に届け出な

なければならない。

本会を退会の場合も、又前項に拠る。

第 5 条 本会会員中開業医（同一家族の会員を含む）並びに一人医師医療法人及び私立病院の代表者は、新発田北蒲原医師会互助会の会員たるものとする。

第 6 条 会員は、本会の目的に関する研究又は調査を本会へ報告し、発表することができると共に、本会の事業に関して意見を述べることができる。

第 7 条 会員は、本会所定の会費及び負担金を本会へ納入する義務を負う。会費及び負担金の負担率、その額並びに納入方法は、総会で定める。

第 8 条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼とを得ることに努めなければならない。

会員であって次の各号の 1 に該当するものは、裁定委員会の議を経て戒告又は除名されることがある。

その際、該当会員に弁明の機会を与えなければならない。

1. 医師の倫理に違反し会員たる名誉又は本会の名誉を毀損した者
2. 本定款に違反し若しくは秩序を乱した者

前各号により戒告又は除名したときは、その氏名及び事由の概要を新潟県医師会に通知する。

第 5 章 役 員

第 9 条 本会に、次の役員を置く。

1. 会 長 1 人
2. 副 会 長 2 人
3. 理 事 10 人
4. 支 部 長 3 人
5. 監 事 3 人

会長・副会長及び支部長は、理事とする。

第 10 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

理事は、予め会長の定めた順位により、会長・副会長共に事故あるときは

その職務を代理し、会長・副会長が共に欠けたときはその職務を行う。監事は、会計・会務を監査する。

第 11 条 会長・副会長・理事及び監事は、総会に於て会員より選挙する。

各支部長は、その支部に於て選挙する。

第 12 条 役員の任期は、2 年とする。

任期が満了しても、後任者が職務を行うまでは、その職務を行わなければならない。

第 13 条 役員に欠員が生じたときは、補欠選挙を行うことができる。

補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 14 条 本会に、顧問を置くことができる。顧問は、総会の決議を経て、会長が之を委嘱する。

顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第 6 章 会 議

第 15 条 会議は、総会・理事会・支部会の三種とする。

(総 会)

第 16 条 定例総会は、毎年一回、会長が之を招集し、臨時総会は、会長が必要と認めた場合、若しくは会員の 4 分の 1 以上又は理事会の決議により、会議に附議すべき事項を示して、臨時総会の招集請求があつた場合には、会長は 1 ケ月以内に臨時総会を招集しなければならない。総会の招集は、開催 10 日前迄に会議の目的たる事項、日時及び場所を告知しなければならない。

第 17 条 次の事項は、総会の承認又は理事会の決議により処理し、次の総会に報告し承認を得なければならない。

但し、臨時急施を要する場合は、この限りでない。

1. 収 支 決 算
2. 収 支 予 算
3. 定 款 の 変 更
4. 基本金に関する事項
5. 事 業 計 画

6. 経費の分賦徴収
7. 借入金（年度内に於て償還する借入金を除く）
8. 重要なる財産の造成管理及び処分
9. 新潟県医師会代議員及び予備代議員、新潟県医師国民健康保険組合会議員の選出、新潟県医師会理事及び新潟県医師国民健康保険組合理事の推薦

会長は、次の事項を総会に報告しなければならない。

1. 庶務及び会計報告
2. 事業報告

第1項但書の場合は、次の総会に報告しなければならない。

第18条 総会は、出席の会員及び委任状の数が、全会員の過半数に達しなければ会議を開くことができない。

第19条 総会の承認及び決議は、出席者の多数決による。可否同数の場合は、議長がきめる。

但し、定款の変更は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

第20条 総会は、出席会員の中より議長及び副議長各々1名を選挙しなければならない。議長及び副議長の任期は、役員の任期による。

第21条 総会の議長に故障あるとき、議長が欠けたときは、副議長が議長の任務を行う。

第22条 議事に関しては、総会の議決を経て、別に之を定める。

（理 事 会）

第23条 理事会は、理事を以て構成し、会長が之を招集し、その議長となる。理事の過半数又は監事総員から理事会の招集の請求があつた場合には、会長はできるだけ早く之を招集しなければならない。

第24条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

1. 総会の招集及び提案すべき事項
2. 会務の運営に関する事項
3. その他重要なる会務

第25条 監事・議長・副議長及び本会会員であつて、日本医師会並びに新潟県医師会役員である者は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第26条 会長は、必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

委員長は、委員の互選により定める。

委員長は、委員会を招集し、その議長となり、附託された事案の審議結果を会長に報告しなければならない。

(支部会)

第27条 支部会は、支部長が之を招集し、その議長となる。

第 7 章 裁 定 委 員 会

第28条 本会には、裁定委員会を置く。

裁定委員会は、若干名の裁定委員を以て構成する。

第29条 裁定委員は、総会に於て会員より選挙する。裁定委員の任期は、2年とする。裁定委員は、本会の役員及び委員を兼ねることができない。

第30条 裁定委員会は、会員の身分並びに業務についての審議、又は紛議の調定を行う。

第31条 裁定委員会に関し必要な事項は、細則を以て別に定める。

第 8 章 団 体 契 約 並 び に 建 議

第32条 本会は、社会保険及び公衆衛生上重要な医療並びに保険指導について、団体契約を締結することができる。

第33条 本会は、行政庁に対し、医療及び保険指導の改良発達に関する建議を行うことができる。

第 9 章 会 計

第34条 本会の運営は、会費、寄附金、その他の収入を以て充てる。

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

第36条 各会計年度に於ける経費は、その年度の歳入で之を支弁する。

第37条 本会は、出納上必要であるときは、一時借入金をするすることができる。

一時借入金は、当該年度の歳入で之を償還する。

第 38 条 各年度の総予算は、理事会に於て編成し、総会の決議を経なければならない。
既定予算の追加又は更正をしようとするときも、又同様である。

総予算を総会に附議するときは、財産表を提出しなければならない。

第 39 条 予算外の支出若しくは、予算超過の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

予備費は、総会で否決した費途に充てることはできない。

第 40 条 歳計に余剰があるときは、その翌年の歳入に繰入れする。

第 41 条 数年を期して行う行事で継続費として総額を定めたものは、各年度の支出残額を事業完成年度迄、逐次繰越して使用することができる。

第 10 章 会 計

第 42 条 本会を解散しようとするときは、会員の 2 分の 1 以上の同意を要する。
但し、この場合に於ては、書簡行使を認める。

第 43 条 本会が解散した時の残余財産は、国若しくは地方公共団体又は、本会の目的と類似の目的をもつ他の公益法人に帰属せしめるものとする。

附 則

この改正定款は、認可の日（平成 18 年 4 月 24 日）から施行する。